

返還未利用地等活用希望調査実施要領

令和6年4月17日
山梨県 林政部 森林政策課

1. 調査の目的

返還未利用地等活用希望調査（以下「本調査」という。）は、県有林の高度活用に向けた取組にあたり、民間事業者等による返還未利用地等の賃貸借の可能性を把握するために実施するものであり、幅広く意見を収集することを目的とします。

なお、活用希望があった物件を優先して返還未利用地等の公募貸付を行う予定ですが、庁内の検討において公募貸付を実施しないこともあります。

2. 対象物件の概要

別紙 物件リスト及び物件調書のとおり

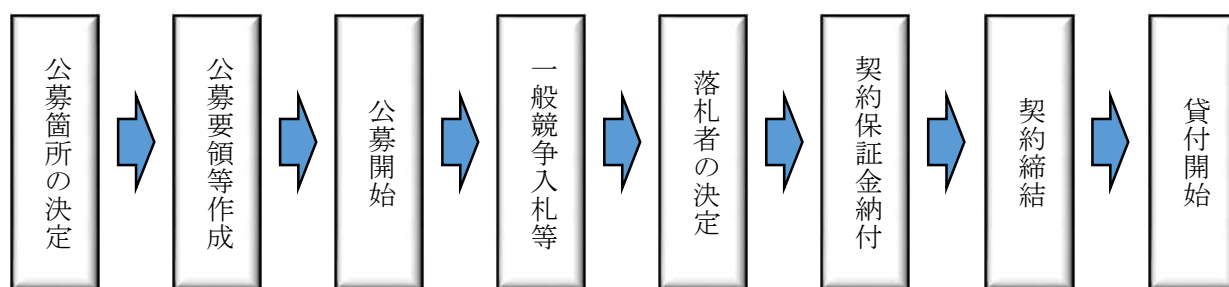
※現地見学会や現地案内は行いません

3. スケジュール

(1) 調査スケジュール

調査実施要領・対象物件の公表	令和6年4月17日（水）
質問等の期限	令和6年5月27日（月）
質問等への回答	原則、質問等があった日から10日以内
活用希望調査シートの提出期限	令和6年6月17日（月）

(2) 調査実施後の予定



※庁内検討を行うため、公募箇所の決定まで時間を要する場合があります

※公募開始から貸付開始までの期間は、本調査の回答などを参考に決定します

4. 活用希望調査の内容

(1) 活用希望調査の対象者

返還未利用地等を賃貸借により活用しようとする意向を有する法人又は個人
ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人にあってはその役員が暴力団員
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

(2) 活用希望調査の項目

別紙 活用希望調査シート（様式 1）のとおり

5. 活用希望調査の手続き

(1) 活用希望調査シートの提出

活用希望調査シート（様式 1）を電子メールに添付し、「9. 提出先」へ提出してください。なお、電子メールの件名に【調査シート送付】と記入してください。

その他、必要に応じて、補足資料（PDF ファイル）を提出してください。

- ・ 提出期間 : 令和 6 年 4 月 17 日（水）～6 月 17 日（月）17 時
- ・ 提出先 : 「9. 提出先」とおり

(2) 質問等について

本調査に係る質問を受け付け、回答します。

- ・ 質問受付期間 : 令和 6 年 4 月 17 日（水）～5 月 27 日（月）
- ・ 質問方法 : 質問受付期間内に、質問票（様式 2）に質問を記入し、電子メールに添付し、「9. 提出先」へ提出してください。なお、電子メールの件名に【質問票送付】と記入してください。
- ・ 質問への回答方法 : 質問についての回答は、質問者に電子メールで提示します。質問内容によっては、回答を提示するまでの期間を要する場合があります。

なお、質問及び回答について、本調査への参加を検討する他の事業者にも周知することが望ましいと判断したものについては、県ホームページにて公表します。

6. 貸付条件等（予定）

※現時点で予定している内容であり、公募実施時には変更となる可能性があります。

(1) 貸付方式

- ・建物の所有を目的とする場合においては、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第1項及び第2項に定める事業用定期借地権設定、又は借地借家法第22条に定める定期借地権設定を想定しています。
- ・建物の所有を目的としない場合においては、最長で10年間の土地賃貸借を想定しています。

(2) 貸付条件

【返還未利用地】（物件リスト No, 1～No, 17）

① 条件・・・原則として、以下の使用を除き貸付を行います。

- ・暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用
- ・風俗営業、性風俗関連特殊営業又は特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用
- ・公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

② 貸付者の決定方法・・・一般競争入札により決定します。

【清里学校寮地区】（物件リスト No, 1～No, 23）

① 条件・・・以下の条件を満たす場合に貸付を行います。

- ・暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用しないこと
- ・風俗営業、性風俗関連特殊営業又は特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に使用しないこと
- ・公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用に使用しないこと
- ・「豊かな自然と静ひつな環境を生かした利用」となっていること
- ・騒音、防犯、渋滞等生活環境に配慮されていること
- ・清里学校寮地区利用者協議会※の同意が得られること

※清里学校寮地区利用者協議会とは、八ヶ岳学校寮地区内の快適な環境づくりを推進するとともに、地域との連絡協調に勤め、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とし、八ヶ岳学校寮地区内の借受人をもって組織されている会です。なお、土地を借り受けた者も本会に加入することとなっています。

② 貸付者の決定方法・・・二段階一般競争入札※により決定します。

※二段階一般競争入札とは、条件等を予め設定し、入札参加者から土地利用に関する事業計画書の提出を受けて、県が設定する開発条件等との適合性等を審査した後（第一段階）、審査通過者により「貸付料額」について、価格競争入札を実施して落札者を決定するもの。

7. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

活用希望調査への参加実績は、今後の公募等に際し優位性を持つものではありません。

(2) 費用負担

活用希望調査に要する費用は、調査対象者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本活用希望調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

8. 別紙様式

- ・活用希望調査シート（様式1）
- ・質問票（様式2）

9. 提出先

活用希望調査シート、質問表の提出は下記メールアドレスまでお願いいたします。

問合せ先：山梨県 林政部 森林政策課 県有林活用担当

住 所：〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階

T E L：055-223-1655（直通）

Eメール：shinrin-ss@pref.yamanashi.lg.jp